

経営事項審査の取扱いについて

【主な改正点】

- [1] 従来「とび・土工事業」に含まれていた「工作物の解体を行う工事」が、平成28年6月1日から、新たに別業種として「解体工事業」となります。そのため、平成28年6月1日以降の申請分から、審査業種として「解体工事業」の審査（評価）が追加されます。
- [2] 平成28年6月1日より前の許可日で、「とび・土工事業」の許可を持っている建設業者は、平成31年5月31日までの期間、経過措置として解体工事を請け負うことができます。
- なお、「とび・土工事業」又は「解体工事業」、もしくは両方の許可を持っている建設業者は、平成31年5月31日までに申請した経営事項審査の結果について、とび・土工事業と解体工事業を合わせた結果が通知されるという経過措置が設けられます。
- ※審査基準日でなく申請受付日が基準となります
- [3] 平成28年11月1日から、法人については、申請書に法人番号を記載していただくこととなりました。

【改正による変更点】

- [1] 申請書の様式が一部変更となります。
- 様式第25号の11について、
- 項番15、16に「解体工事業」欄を追加
- 項番7に「法人番号」欄を追加（平成28年11月1日から）
- [2] 平成28年6月1日以降の経過措置期間中（平成31年5月31日まで）にとび・土工事業又は解体工事業、もしくは両方を申請される場合は、様式の一部に経過措置に対応した記載が必要になります。
- （別紙1、工事経歴書、技術職員名簿（別紙2）、技術職員実務経験申立書）

【経過措置の内容】

- [1] とび・土工事業又は解体工事業、もしくは両方を申請された場合、「とび・土工事業（新）」、「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行前の許可区分によるとび・土工事業（旧とび・土工事業）」の総合評定値も算出します。
- ※「改正法施行前の許可区分によるとび・土工事業の総合評定値」は、解体工事業の次の欄に表記されます。

【平成28年6月1日の法改正により、様式の記載方法が変更になる様式】

- [1] 工事種類別完成工事高（別紙一）
- とび・土工事業又は解体工事業、もしくは両方を申請される場合は、必ず新設された「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」のコード「300」を追加記載することとし、そこには「とび・土工事業」と「解体工事業」の完成工事高の合計額を記載してください。
- ※「300」に記載した数値は、合計（項番34）には加算されません

[2] 工事経歴書

とび・土工事業又は解体工事業、もしくは両方を申請される場合は、とび・土工事業の完成工事高の中に解体工事が含まれているか否かにかかわらず、必ず工事経歴書をとび・土工工事と解体工事に分けて作成し、提出してください。

※解体工事の実績が無い場合でも、「実績なし」と記入し、必ず提出してください。
なお、それぞれの工事経歴書に記載のある上位5件の工事については、工事の内容及び請負金額等が確認できる工事請負契約書等を添付してください。(合算分「300」の工事経歴書の添付は不要です)

※法改正後(～H31.5.31)に初めてとび・土工事業又は解体工事業、もしくは両方を受審する場合、2年平均の場合は前期分、3年平均の場合は前期及び前々期の工事経歴書も同様に、とび・土工工事と解体工事に分けて提出してください。
あわせて、様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」も同様に作成し、提出してください。その数値は、当該年度の決算変更届に記載のある数値と齟齬のないようにしてください。

[3] 技術職員名簿(別紙二)

①とび・土工事業、解体工事業両方とその他の業種を受審された場合のみ、この2つの業種の資格を有する技術者については、3業種まで申請することができます。
その際には、新コード「99」を使用してください。

例) 土木一式、とび・土工、解体⇒「01」及び「99」で3業種が評価されます。

※とびと解体の2業種しか申請しない場合は、「05」「29」となります

詳しくは「業種コード一覧表」をご参照ください。(手引きP. 47～49)

②平成28年6月1日より前から、現とび・土工事業の資格を有する技術者については、改正建設業法施行規則附則第4条の規定により、平成33年3月31日までは解体工事業の技術者とみなされます。

このように、解体工事業の技術者とみなされる者については、新たに設けられた解体工事業の暫定資格コードを使用することにより、評価対象とされます。

例) 一級土木施工管理技士

①平成27年までの合格者で、解体工事に関する実務経験1年以上もしくは登録解体工事講習済み、もしくは平成28年度以降に合格)⇒「113」と記載

②平成27年までの合格者で、解体工事に関する実務経験も登録解体工事講習受講もなし⇒「11C」と記載

※詳しくは「有資格コード一覧表」をご参照ください。(手引きP. 28～30)

③なお、解体工事業にかかる免状により、技術職員の評価を受けたい場合は、該当する免状のコピーを必ず添付してください。

※免状の内容により、有資格コードが変わりますので、ご注意ください。

例) 一級建築施工管理技士の場合(平成27年度までの合格者の場合)

・解体工事に関する実務経験1年以上もしくは登録解体工事講習受講済み→120

・実務経験1年以上も登録解体工事講習受講なし→12A

※平成28年度以降の合格者の場合→120

【4】実務経験申立書

従来、実務経験について期間の二重計上はできませんが、平成28年6月1日より前に経験したとび・土工工事と解体工事の実務経験についてのみ期間の重複を可能とします。

【建設業法の改正に伴う工事経歴書の記載について】

添付の必要な工事経歴書及び工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(別紙1)に記載の必要な業種については、下記のとおりですので、ご確認の上、必要な書類については必ず添付してください。

※新設されたコード「300」には、「旧とび・土工工事」と「解体工事」の完成工事高を合算し、記入してください。

【完成工事高について】

許可の有無	受審/算入 ※2 (○:受審する、×:受審しない)		工事経歴書+ 工事確認書類 ※3	工事種類別完成工事高表(別紙1)	
	とび	解体		業種 ※4	完成工事高
とび※1のみ	○	○	とび+解体	とび+「300」	解体分→「その他」へ
	○	×(算入する)	とび+解体	とび+「300」	解体分→算入
	×(算入する)	○	とび+解体	×	とび→算入、解体分→「その他」へ
	×(算入する)	×(算入する)	とび+解体	×	とび、解体分→それぞれ算入
	×(算入しない)	○	×	×	とび、解体と→「その他」へ
	×(算入しない)	×(算入する)	とび+解体	×	とび→「その他」、解体分→算入
とび+解体	○	○	とび+解体	とび+解体+「300」	
	○	×(算入する)	とび+解体	とび+「300」	解体分→算入
	○	×(算入しない)	とび+解体	とび+「300」	解体分→「その他」へ
	×(算入する)	○	とび+解体	解体+「300」	とび→算入
	×(算入する)	×(算入する)	とび+解体	×	とび、解体分→それぞれ算入
	×(算入する)	×(算入しない)	とび+解体	×	とび→算入、解体分→「その他」へ
	×(算入しない)	○	とび+解体	解体+「300」	とび→「その他」へ
	×(算入しない)	×(算入する)	とび+解体	×	とび→「その他」、解体分→算入
	×(算入しない)	×(算入しない)	×	×	とび、解体→「その他」へ
解体のみ	○	○	とび+解体	解体+「300」	とび→「その他」へ
	○	×(算入する)	とび+解体	×	とび→「その他」へ、解体分→算入
	○	×(算入しない)	×	×	とび、解体とも→「その他」へ

※1 上記の「とび」(新とび)は従来のとび(旧とび=「300」(とび・土工・コンクリート・解体(経過措置))から解体単体の工事を除外した分よって「300」の値=「とび」の完成工事高+「解体」の完成工事高

※2 「解体」は、解体の許可(業種コード「29」)を取得するまで受審できない

※3 「とび」「解体」のいずれかを 受審又は算入→「とび」「解体」両方の工事経歴書と工事確認書類提出要

※4 「とび」もしくは「解体」を受審→工事種類別完成工事高表(別紙1)に「300」必須

【業種間積み上げについて】（平成28年10月27日追記）

平成28年6月1日時点で、とび・土工事業の許可を有している者が、解体工事の完成工高を、一式工事もしくはとび・土工以外の専門工事に算入（いわゆる「業種間積み上げ」）をした場合、その完成工高は、既に一式工事もしくはとび・土工以外の専門工事の完成工高として計上しているため、「経過措置」（コード：300）や「その他」工事の完成工高として計上することはできません。